最終更新日：2015年6月26日

日本カーバイド工業株式会社
代表取締役社長　平田　泰稔
問合せ先：総務部　TEL:03-5462-8200
証券コード：4064
http://www.carbide.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正で透明性の高い経営と、変化の激しい経営環境のなかで迅速な経営判断と業務執行が行える体制にし、かつ内部牽制を有効に機能させることをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
旭硝子株式会社	7,812,223	9.53
電気化学工業株式会社	4,098,000	5.00
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,329,000	4.06
明治安田生命保険相互会社	2,800,000	3.42
東京海上日動火災保険株式会社	2,700,000	3.30
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,418,000	2.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,148,000	1.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,035,000	1.26
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	880,664	1.07
日本カーバイド工業従業員持株会	819,540	1.00

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1.大株主の状況は、平成27年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2.株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成27年3月16日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成27年3月9日現在で株式会社三菱東京UFJ銀行ほか3社が共同保有者として7,508千株(9.16%)の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成27年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
近藤　基	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤　基	○	―――	弁護士法人小野総合法律事務所の社員（パートナー）であり、弁護士としての豊富な経験と専門知識を当社の経営に活かしていただいているためであります。また、（株）東京証券取引所が定める独立性基準にも抵触していないため、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、期初に会計監査人から年間監査計画の説明を受け、期中には適宜状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けております。
監査役は、内部監査部門である業務監査室の監査の結果について報告を受け、必要に応じて情報の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
永島　義郎	他の会社の出身者													
赤木　裕	他の会社の出身者													
早田　一人	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永島　義郎		―――	（株）三菱東京UFJ銀行での長年の経験に加え、東京ダイヤモンド再生・債権回収（株）やエム・ユー・フロンティア債権回収（株）での経験や見識を活かし、監査機能を発揮していただいているためであります。
赤木　裕		―――	旭硝子（株）の元執行役員であり、同社技術部門や事業部門での長年の経験や見識を活かし、監査機能を発揮していただいているためであります。
早田　一人		―――	旭硝子（株）の元従業員であり、同社資材・物流部門及び管理部門での経験並びに同社子会社での会社経営の経験や見識を活かし、監査機能を発揮していただけることが期待できるためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブ制度の導入によるメリット・デメリットについて、慎重に検討しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役の報酬等の額（平成27年３月期）

取締役　10名　139百万円（うち社外取締役　1名　6百万円）　　監査役　3名　40百万円（うち社外監査役　3名　40百万円）

（注）1.上記には、平成26年６月27日開催の第115回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。
2.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3.取締役の報酬額は、平成25年６月27日開催の第114回定時株主総会において年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額15百万円以内）と決議いただいております。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決議いただいております。
4.監査役の報酬額は、平成25年６月27日開催の第114回定時株主総会において年額84百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査役のスタッフ部門として監査役室が設置されており、監査役を補佐し、内部牽制の状況をチェックしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役会並びに監査役会を設置し、社外取締役１名を含む８名の取締役の業務執行を全員が社外監査役である監査役３名が監視する体制を採用しています。取締役会のほかに、常勤取締役及び監査役がメンバーとなり経営活動の諸施策の適切な実行を討議する経営会議を定期に又は臨時に開催し、当社の規模として機動的な業務執行ができる体制を採用し、監査役による監視機能が有効に機能する体制としています。
現状の体制を採用している理由は、後述の「現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」に記載のとおりであります。

1.業務執行について
取締役会は社外取締役１名を含む取締役８名で組織されており、代表取締役が業務執行にあたるほか、各担当取締役に権限を委譲しております。また、取締役会は毎月開催されており、「取締役会規程」に基づき付議される重要な議案について、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決議を行っております。

2.監査・監督について
（1）内部監査
当社では、代表取締役に直結する業務監査室が年間の監査計画に基づく内部監査を実施し、その結果を取締役及び監査役に報告しております。当社グループにおける内部監査は、関係会社を含めた当社グループ各社の業務プロセスの適正性、遵法性を評価し、改善していくことを目的に実施しております。

（2）監査役監査
監査役による監査の方針、監査計画、監査の方法及び監査業務の分担は、監査役会において協議の上、策定しております。当社の取締役会には常勤監査役及び非常勤監査役が出席するほか、必要に応じてその他の重要な会議へも出席しております。監査役会は、子会社についての営業の報告を求め、その業務及び財産の状況を監査しております。

（3）会計監査
会社法監査及び金融商品取引法監査について、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

（4）独立役員
当社は社外取締役である近藤　基氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会による監査を前提として取締役が業務執行を担当することが、現在の当社の事業運営の形態に照らして有効であると考えております。当社は、監査役3名と、代表取締役に直結する業務監査及び内部統制評価・対応を担当する業務監査室との連携により、業務執行に対する監視体制の強化を図っております。

また、監査役は取締役会に加え、経営活動の諸施策の適切な実行を討議する経営会議に出席し発言を行える仕組みを採用しております。さらに、定期的に監査役と代表取締役との意見交換会を開催することにより、経営者に対する監視機能の充実を促進しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会招集通知をホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料などを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部を所管部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業活動に関する基本指針」において定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム構築に関する基本方針

1.当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程として「企業活動に関する基本指針」並びに「行動基準」を定め、取締役社長を法令遵守担当役員とし、その下でコンプライアンス委員会が法令・企業倫理の遵守に関する職務を担当するほか、相談・通報体制として法務室のほかに外部弁護士をも相談・通報先とする内部通報制度であるホットラインを設置しています。
コンプライアンスの推進については、役員以下がコンプライアンス規程に則り業務運営に当たるよう、研修等を行っています。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するとともに、社内体制を整備し関係遮断を行います。そのほか、内部監査を所管する業務監査室が、法令及び会社諸規程に従い業務が遂行されるよう監視し、代表取締役より改善指導する体制を設置しています。

2.当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書保存処分規程に基づき、適正な保存及び管理を行います。

3.当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの管理については、基本規程としてリスク管理基本規程を定めるとともに関連規程の整備とその運用を図り、リスクの低減に努めるとともに、経営管理室を事務局とするリスク管理委員会がリスク管理活動を実施し、リスク発生時の連絡や対応体制の整備を進めます。

4.当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行の監督等を行います。取締役会のほか、経営活動の諸施策の適切な実行を討議するための経営会議を毎月原則１～２回開催します。

5.当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループでは、関係会社管理に関する規程として、関係会社業務取扱規程を定め、相互に密接な連携のもとにグループ運営を行います。関係会社業務取扱規程は、当社承認事項、当社との協議事項、当社への報告事項を定め、当社各担当部門を経由して子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の承認・協議・報告を行うこととしています。また、当社は毎月１回業績検討会議を開催し、当社各担当部門より子会社の毎月の事業概況を報告します。

(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社のリスクの管理については、当社リスク管理委員会がリスク管理活動の指導を行うとともに当社各担当部門と協力し、子会社の発生リスクの把握及び対応を行います。また、リスク管理委員会は定期的にグループ全体でのリスク事項を洗い出し、対応体制の整備を進めます。

(3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、毎年１回グループ全体の予算会議を開催し、各事業年度の重点経営目標及び予算並びに３事業年度を期間とする中期経営プランを策定します。また、当社は、関係会社業務取扱規程に従い業務が遂行されるよう、子会社に取締役会その他の重要な意思決定を行う体制を構築させます。

(4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社コンプライアンス委員会は、グループでのコンプライアンス活動を推進し、当社コンプライアンス規程に準じた子会社規程の整備、相談・通報制度であるホットライン・意見箱等の設置や研修等の支援を行うとともに、半期毎に子会社からその活動状況を聴取し取締役会に報告します。また、業務監査室は、子会社の業務執行が法令、子会社定款及び諸規程に従い遂行されるよう内部監査を通じて監視するとともに改善指導を行います。

(5)その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制の体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行い、当社グループの財務報告の信頼性を確保します。

6.当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しています。

7.前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役室の所属員の人事に関しては、事前に監査役会の同意を得るものとします。
監査役が監査役室の所属員に指示をした業務については、所属員は取締役の指揮系統に属さないものとします。
監査役は、監査役室の所属員及び所属する兼任部門の業務内容について毎月又は適宜に聴取・提言し、必要に応じ監査を行ううえでの重要な事項について、指示管理を行います。

8.当社の監査役への報告に関する体制

(1)当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
取締役及び使用人は、法令・定款違反や不正行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを知った場合は、監査役に報告することとします。
監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人にその説明を求めることができます。

(2)子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

監査役は主要な子会社の監査役を兼務しており、法令・定款違反や不正行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実は、子会社の取締役及び使用人から報告を受けます。また、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会やその他の重要な会議に出席し必要に応じ取締役等に説明を求めることができます。また、その他の子会社を含め、関係会社業務取扱規程に定める承認・協議・報告事項に関する文書・資料等を閲覧し、当社各担当部門あるいは必要に応じ子会社に直接説明を求めることができます。

(3)その他の当社の監査役への報告に関する体制

法務室は、コンプライアンス委員会において、監査役に対しても当社及び子会社の内部通報制度の利用状況を報告します。

業務監査室は、当社及び子会社の内部監査の状況を監査役に対しても報告します。

9.前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けた場合には、相談・通報できるホットラインを設置しており、相談・通報をしたことについて不利な取扱いはしないことを定めています。

当社は、子会社に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように周知徹底します。

10.当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の処理については毎年予算化し、監査役の請求により総務部においてその処理を行います。

11.その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役は、定期的に情報を交換するための会合を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応することを基本方針としており、その旨を「企業活動に関する基本指針」に定めています。「行動基準」においても反社会的勢力に対する資金・便宜の提供の禁止、反社会的勢力の利用の禁止、不当な要求に対する対応を定め研修等を通じて周知徹底を図っています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特にありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、所管部署長より報告を受けた各種会社情報について、情報取扱責任者を中心とした管理部門の部署長に代表取締役を含めたメンバーにて、情報の集約と管理並びに重要性及び開示情報の検討を行い、会社情報の適切な開示に努めております。

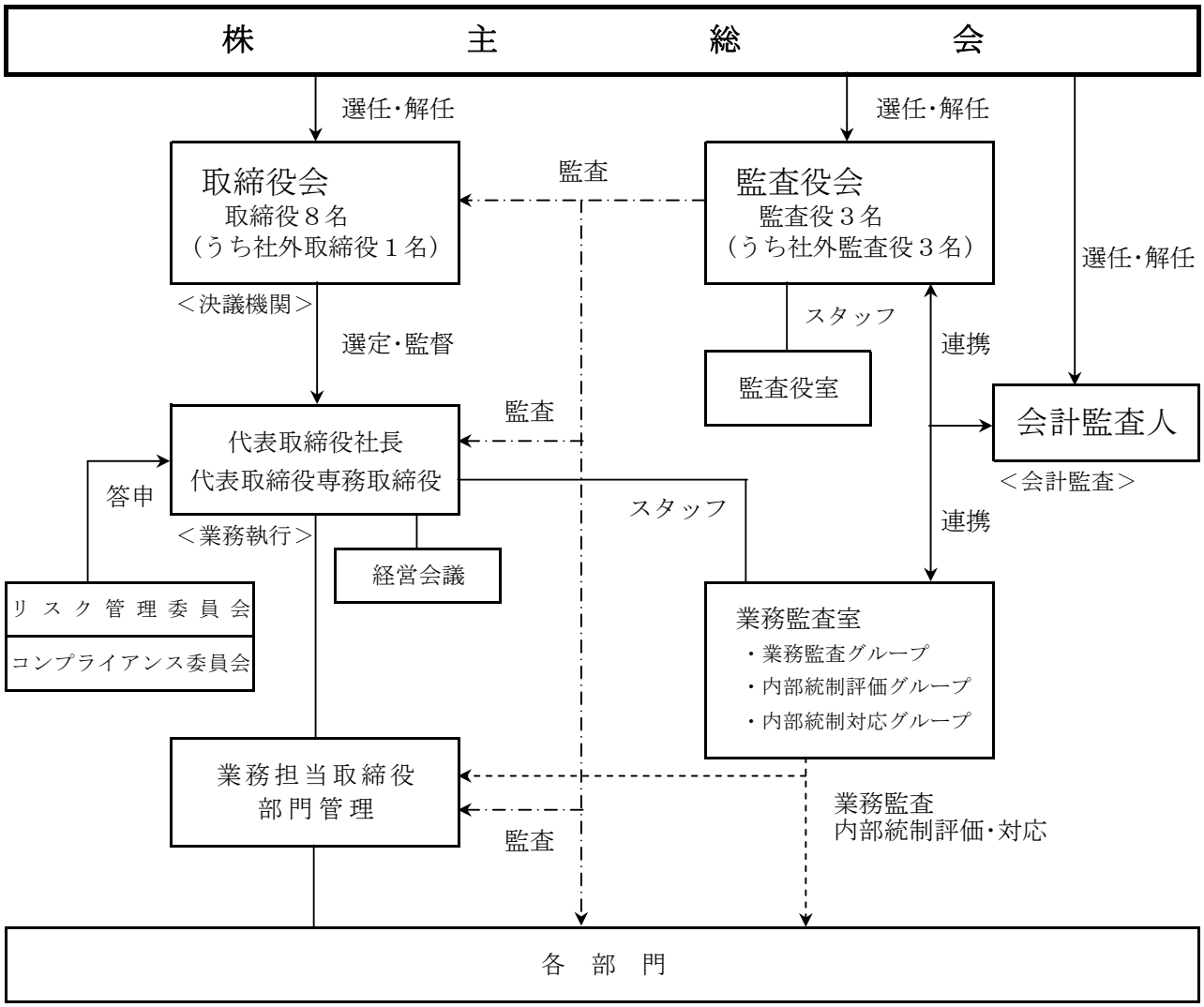
株　　主　　総　　会
選任･解任
選任･解任
選任･解任
取締役会
取締役８名
（うち社外取締役１名）
監査
監査役会
監査役３名
（うち社外監査役３名）
＜決議機関＞
選定･監督
スタッフ
監査役室
連携
会計監査人
＜会計監査＞
監査
代表取締役社長
代表取締役専務取締役
答申
＜業務執行＞
経営会議
スタッフ
連携
リ ス ク 管 理 委 員 会
コンプライアンス委員会
業務監査室
・業務監査グループ
・内部統制評価グループ
・内部統制対応グループ
業務担当取締役
部門管理
業務監査
内部統制評価･対応
監査
各　部　門